

和解及び損害賠償額の決定について

1 趣旨

令和6年2月21日、文京区小石川一丁目において、区清掃車による自転車との接触事故に関し、損害賠償額がまとまったので報告するものである。

2 和解案内容

区は、相手方に対し、本件交通事故に関する損害賠償債務として、2,152,608 円の支払義務のあることを確認する。

3 事故の概要

① 発生日時

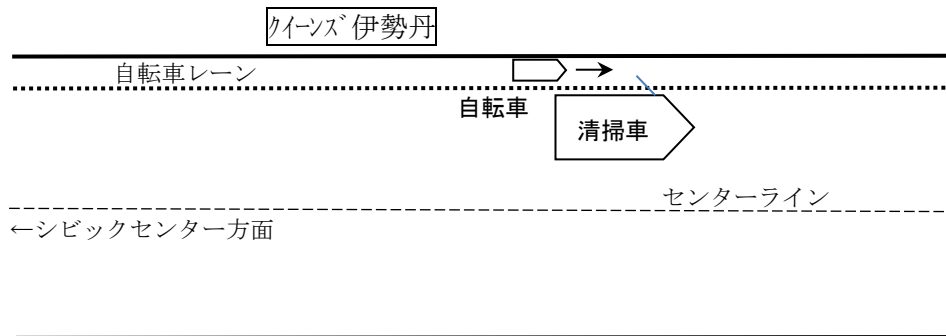
令和6年2月21日 午後1時10分頃

② 発生場所

文京区小石川一丁目 21 番先路上

③ 状況

集積所への不法投棄物の回収のため軽小型車で現場到着後、同乗者が助手席側のドアを開けたところ後方から来た自転車の右ハンドルとドアが接触し、自転車が転倒したものの。



4 被害の状況及び損害賠償額の内訳

相手方：自転車（1 名） 人身（議決） 鼻骨骨折、前歯破折及び唇の裂傷
【治療費等 1,046,506 円、慰謝料 1,087,952 円】
物損（専決） 自転車ハンドル右側ブレーキ部分の損傷
【修理代 18,150 円】

5 その他

損害賠償経費は、区加入の自動車損害賠償責任保険及び事業用総合自動車保険により措置される。